

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

集落営農について、全国統一的な基準により集落営農数及び取組状況等を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画・評価等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

## 2 調査の根拠

集落営農実態調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく一般統計調査として実施した。

## 3 調査機構

調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。）を通じて実施した。

## 4 調査対象

全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。（回収率100.0%）

## 5 調査期日

平成26年2月1日現在

## 6 調査事項

- (1) 組織形態
- (2) 構成員数
- (3) 経営規模
- (4) 活動内容
- (5) 経理状況
- (6) その他集落営農の実態を把握するために必要な事項

## 7 調査方法

調査は、地方組織から調査対象に対して調査票を郵送、電子メール又はファクシミリにより配布・回収する自計調査の方法により行った。

## 8 集計方法

各市区町村の調査結果の単純積み上げにより集計した。

## 9 実績精度

全数調査のため、標本誤差はない。

## 10 統計の表章

統計の編成及び地域区分

- (1) 統計表の編成

全国都道府県別、全国農業地域別及び市町村別の編成とした。

## (2) 地域区分

### ア 全国農業地域とその範囲

| 全国農業地域名 | 所属都道府県名                     |
|---------|-----------------------------|
| 北海道     | 北海道                         |
| 東北      | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島           |
| 北陸      | 新潟、富山、石川、福井                 |
| 関東・東山   | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 |
| 東海      | 岐阜、静岡、愛知、三重                 |
| 近畿      | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山          |
| 中国      | 鳥取、島根、岡山、広島、山口              |
| 四国      | 徳島、香川、愛媛、高知                 |
| 九州      | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島       |
| 沖縄      | 沖縄                          |

注： 東京都については、集落営農が存在しないため、表章範囲には含んでいない。（下表イについても同じ。）。

### イ 地方農政局とその範囲

| 地方農政局名  | 所属都道府県名                        |
|---------|--------------------------------|
| 関東農政局   | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 |
| 東海農政局   | 岐阜、愛知、三重                       |
| 中国四国農政局 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知     |

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、上表アの全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

## (3) 農業地域類型区分

| 農業地域類型 | 基準指標                                                                                                                                     |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市的地域  | ・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村。<br>・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。                            |
| 平地農業地域 | ・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。<br>・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村。 |
| 中間農業地域 | ・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村。<br>・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村。                                                           |
| 山間農業地域 | ・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村。                                                                                                               |

注：1 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2 DID（人口集中地区）とは、人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜でなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

## 11 用語の解説

### 集落営農

「集落」を単位として<sup>注1)</sup> 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意<sup>注2)</sup>の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみを行うものを除く。）をいう。

注1) 「集落を単位として」とは

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

- 1 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- 2 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- 3 集落の農地全体をひとつの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- 4 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- 5 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- 6 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含めないこととする。

- 1 農業用機械の所有のみを共同で行う取組

農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。

- 2 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの。

### 継続等区分

本年の調査で把握した集落営農について前年調査との関係を整理したものである。組織として継続している場合（名称変更及び法人化した組織を含む）

む。)は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新規」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」とした。

また、他の組織との統合により解散した場合は「統合による解散」、それ以外で解散等した場合は「解散」とした。

なお、「統合」及び「分割」は集落営農を単位とした組織の再編であり、一部の構成農家の参加や脱退は、これに当たらない。

設立年次

集落営農の設立年次とする。ただし、統合・分割・法人化による組織体制の変更があった場合は、その時点を設定年次として取り扱う。

組織形態

農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。

株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社を含む。

合名会社

会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。

合資会社

会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

その他

農業協同組合法に基づく農事組合法人及び会社法に基づく会社以外の法人（NPO法人等）をいう。

非法人

法人格を有しない任意組織をいう。

農業生産法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する、農地を所有又は使用収益する権利を有する法人をいう。

特定農業法人

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する農業経営を営む法人をいう。

農業経営を営む法人のうち、農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う法人をいう。

特定農業団体

農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。

農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれること等の要件に該当するものに限る。）をいう。

特定農業団体と同様の要件を満たす組織

水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）第3の1（2）に特定農業団体と合わせて規定する特定農業団体と同様の要件を満たす組織をいう。具体的には、当該地域において農用地利用改善団体が存在しないため特定農業団体とはなり得ないが、特定農業団体と同様の要件を満たす組織をいう。

経営所得安定対策への加入状況

平成25年度に実施された経営所得安定対策について、加入状況をみたものである。

水田・畑作経営所得安定対策への加入状況

平成25年産水田・畑作経営所得安定対策について、加入状況及び加入している場合は何年産から加入したかをみたものである。

中山間地域等直接支払交付金対象地域

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する対象地域をいう。

なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が中山間地域等直接支払交付金対象地域に該当する場合は、当該農業集落が集落営農の中心的な農業集落であれば含める。

農地・水保全管理支払交付金対象地域

農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）別紙5の第5及び別紙6の第4に規定する協定が締結された農用地をいう。

なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が農地・水保全管理支払交付金対象地域に該当する場合は、当該農業集落が集落営農の中心的な農業集落であれば含める。

人・農地プランの中心経営体として位置づけられている経営体

市町村により決定された人・農地プランに、集落・地域における今後の中心に位置づけられた経営体をいう。

集落営農を構成する農業集落数

地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。

また、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。

|                        |                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定農業者                  | 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた農業者をいう。                                                                                                                                  |
| 農用地利用改善団体              | <p>農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を作成し、市町村の認定を受けた団体をいう。</p> <p>集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を推進する事業（農用地利用改善事業）を実施するもの。</p>              |
| 現況集積面積<br>経営耕地面積       | <p>次の経営耕地面積及び農作業受託面積を合計したものである。</p> <p>集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。</p> <p>なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含む。</p>                             |
| 農作業受託面積                | 集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合を含む。                                                                                                                                                      |
| 目標集積面積                 | 定款・規約又は集落営農の合意により今後の規模拡大の目標とする面積をいう。                                                                                                                                                     |
| 集落内の営農を一括管理・運営している集落営農 | <p>集落の農地全体をひとつの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営（農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施）している集落営農をいう。</p> <p>なお、農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものや、収支の一括管理までを行っていないものを含む。</p> |
| 集落営農の活動内容              |                                                                                                                                                                                          |
| 農産物等の生産<br>販売・活動       | 集落営農による農産物又は農産加工品の生産及び販売活動をいう。                                                                                                                                                           |
| 農産物等の生産<br>・販売以外の活動    | 集落営農による防除・収穫等の農作業受託、作付地の団地化など集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業用機械を利用した農作業以外）又は機械の共同所有・共同利用をいう。                                                                                                |
| 主たる従事者                 | 当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき基本構想において定める農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。                                                                              |

|                   |                                                |
|-------------------|------------------------------------------------|
| 経理の共同化の状況         | 次の収支について、組織における経理の共同化の状況をみたものである。              |
| 農業機械の利用・管理に係る収支   | 耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代及び保管料についての収支。           |
| オペレーター等などの賃金に係る収支 | オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支。        |
| 資材の購入に係る収支        | 農業生産資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支。 |
| 生産物の出荷・販売に係る収支    | 生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支。                    |
| 農業共済に係る収支         | 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済掛金及び農業共済金についての収支。 |

## 12 利用上の注意

- (1) 表中に用いた符号は次のとおりである。  
「－」：事実のないもの  
「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）
- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 市町村別統計の表中「上記以外」に含まれる市町村は、調査結果の秘密保護の観点から集落営農数が2以下の市町村である。
- (4) 東日本大震災により、宮城県及び福島県において、営農活動を休止している又は営農活動の状況が把握できなかった集落営農については、当該県の結果には含めず、「営農活動休止・不明」として、表章している。

## 13 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班  
 電話：（代表）03-3502-8111（内線3666）  
 （直通）03-6744-2247  
 F A X： 03-5511-7282